

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... (水産林務部総務課)	9
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... (建設部総務課)	9
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例..... (住宅課)	10
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例..... (警察本部保安課)	10

目 次 ページ

条 例

○北海道職員の退職管理に関する条例..... (人事課)	1
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例..... (情報政策課)	2
○北海道税条例の一部を改正する条例..... (税務課)	3
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (税務課)	3
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... (総合政策部総務課)	4
○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例..... (情報政策課)	5
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例..... (市町村課)	5
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... (環境生活部総務課)	6
○北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例..... (道民生活課)	6
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... (保健福祉部総務課)	6
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例..... (経済企画室)	7
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... (経済企画室)	7
○職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 ..... (人材育成課)	8
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... (農政課)	8
○北海道地方競馬特別会計条例の一部を改正する条例..... (競馬事業室)	9

条 例

北海道職員の退職管理に関する条例をここに公布する。  
平成27年12月15日  
北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第54号

北海道職員の退職管理に関する条例  
(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項、第38条の6第2項及び第65条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

**第2条** 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（法第38条の2第1項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならぬ

い。

(任命権者への届出等)

**第3条** 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。))であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。以下同じ。)又は営利企業の地位に就いた場合には、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、その地位に就いた日の翌日から起算して1月以内に、人事委員会規則で定めるところにより、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

2 任命権者は、毎年度、前項の規定による届出を受けた事項を取りまとめ、その結果を公表するものとする。

(過料)

**第4条** 前条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、第3条第1項の規定は、同項に規定する職員であった者が同日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合及び営利企業の地位に就いた場合について適用する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第55号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、同項の規定による個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

**第3条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(規則への委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例(平成14年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中25の事項を26の事項とし、12の事項から24の事項までを1事項ずつ繰り下げ、11の事項の次に次の1事項を加える。

12 特定疾患(治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この事項において同じ。)に係る治療研究費(特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年

法律第50号)第5条第1項の特定医療費に相当するものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表 (第3条関係)

機 関	事 務
1 知事	特定疾患(治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この項において同じ。)に係る治療研究費(特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の特定医療費に相当するものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の2の4の次に次の1条を加える。

(都市再生緊急整備地域における不動産取得税の課税標準の特例)

**第7条の2の5** 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第14条中「平成28年7月31日」を「平成33年7月31日」に改める。

附 則

平成27年12月15日(火曜日)

北 海 道 公 報

号外第24号 3

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第57号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(特定地域等における道税の課税の特例に関する条例(昭和60年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税(第23条-第26条)」を「第6章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税(第23条-第26条)」を「第7章 特定地方活力向上地域における不均一課税(第27条-第29条)」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(6) 特定地方活力向上地域 地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地域再生計画で道が作成したものに記載されている地方活力向上地域(同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。)をいう。

本則に次の1章を加える。

第7章 特定地方活力向上地域における不均一課税

(事業税の不均一課税)

**第27条** 特定地方活力向上地域内において、地域再生法第17条の2第3項の認定(以下この章において「認定」という。)を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日までとする。次条及び第29条において同じ。)の間に、同法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で規則で定めるもの(以下この章において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した特定事業者(地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第1条に規定する公示日

(次条において「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者であって同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施するものに限る。)については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして同令第3条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

(不動産取得税の不均一課税)

**第28条** 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した特定事業者(公示日から平成30年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者に限る。次条において同じ。)については、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

(道固定資産税の不均一課税)

**第29条** 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した特定事業者については、当該特別償却設備である償却資産に対して課する道固定資産税(当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。)の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄

に掲げる特定事業者の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

特定事業者の区分	不均一課税をすべき年度	割合
地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する特定事業者	第1年度	10分の1
	第2年度	4分の1
	第3年度	2分の1
地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する特定事業者	第1年度	10分の1
	第2年度	3分の1
	第3年度	3分の2

附則第2項を次のように改める。

2 北海道税条例附則第13条に規定する法人の事業税についての第19条、第23条及び第27条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条及び第23条	又は第43条の2第1項第1号	及び同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条
第19条、第23条及び第27条	これらの規定	同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条
第27条	又は第43条の2第1項	及び同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条

附則第3項中「又は第24条」を「、第24条又は第28条」に、「及び第24条」を「、第24条及び第28条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成27年10月8日から適用する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道条例第58号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「下川町」の次に「枝幸町」を加える。

別表第2中「八雲町」を「八雲町 長万部町」に、「せたな町」を「せたな町 寿都町」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中「せたな町」を「せたな町 寿都町」に改める部分は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては長万部町長又は寿都町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の5の項の左欄に掲げる事務に係る北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）の規定により知事がした助言その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道水資源の保全に関する条例の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては枝幸町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、枝幸町長のした助言その他の行為又は枝幸町長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第59号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項を次のように改める。

3 削除	
------	--

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止）

第2条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年北海道条例第70号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第60号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に、「利用及び提供」を「提供及び利用」に改める。

第2条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の7第4項第2号」を「第30条の13第1項」に改め、「区域内の市町村の」の次に「市町村長その他の」を加え、「同号」を「同項」に改める。

第3条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改

め、同条中「第30条の7第4項」を「第30条の13第1項」に、「同条第3項」を「同項」に、「保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、「（同条第4項第2号に掲げる場合における提供に限る。）」を削り、「保存期間に係る本人確認情報を」を「当該都道府県知事保存本人確認情報を」に改める。

第4条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に改める。

第5条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項第2号」に、「同項」を「同号」に改める。

第6条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項（第2号に係る部分に限る。）」に、「保存期間に係る本人確認情報の」を「同項に規定する都道府県知事保存本人確認情報の」に、「保存期間に係る本人確認情報を」を「当該都道府県知事保存本人確認情報を」に改める。

第7条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第13条を削る。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第61号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「島牧村」を「島牧村 蘭越町」に、「利尻町」を「利尻町 利尻富士町」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の3の項の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）若しくは特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては蘭越町長又は利尻富士町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、蘭越町長若しくは利尻富士町長のした処分その他の行為又は蘭越町長若しくは利尻富士町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第62号

北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第63号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(11)中「第24条第1項」の次に「(法第22条に係る部分を除く。)」を加え、同表の2の3の項中「札幌市、」を削り、同表の2の4の項中「木古内町」の次に「、鹿部町」を、「中頓別町」の次に「、利尻富士町」を加え、同表の3の項中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(17)までを(7)から(16)までとし、同項(18)中「(19)から(21)」を「(18)から(20)」に改め、同項中(18)を(17)とし、(19)から(28)までを(18)から(27)までとし、同項(29)中「(28)」を「(27)」に改め、同項中(29)を(28)とし、同表の3の3の項、3の4の項及び4の7の項から4の9の項までの規定中「中頓別町」の次に「、利尻富士町」を加える。

別表第2中「真狩村」を「真狩村 留寿都村」に改める。

別表第3中「木古内町」を「木古内町 鹿部町」に、「利尻町」を「利尻町 利尻富士町」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の項(11)の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、2の4の項、3の3の項から3の5の項まで及び4の7の項から4の9の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例若しくは規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

### 北海道条例第64号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表18の項中「第32条の4第1項第5号ロ」を「第32条の4第1項第6号ロ」に改め、同表79の項中「第6条第1項第5号ロ」を「第6条第1項第6号ロ」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年12月26日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

### 北海道条例第65号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項(5)中「第305条」を「第305条第1項」に改め、同表の3の項中「当別町」の次に「、鹿部町」を加える。

別表第2中「ニセコ町」を「ニセコ町 留寿都村」に改める。

別表第4中「せたな町」を「せたな町 留寿都村」に、「羽幌町」を「羽幌町 猿払村 浜頓別町」に、「新ひだか町」を「新ひだか町 鹿追町」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項(5)の改正規定は、同年5月29日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の4の項、3の項及び3の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下

「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第66号

職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道立高等技術専門学院条例の一部改正)

**第1条** 北海道立高等技術専門学院条例(昭和44年北海道条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第15条の6第1項第1号」を「第15条の7第1項第1号」に改める。

(北海道普通職業訓練の基準等に関する条例の一部改正)

**第2条** 北海道普通職業訓練の基準等に関する条例(平成24年北海道条例第109号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に改める。

第4条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第67号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道農政部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(1)中「、第3項及び第4項」を削り、「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同項(2)中「第4条第5項及び同条第6項において準用する同条第3項」を「第4条第8項及び第9項」に、「都道府県」を「都道府県等」に改め、「協議」の次に「及び農業委員会の意見の聴取」を加え、「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同項(3)中「並びに同条第3項において準用する法第3条第5項及び法第4条第3項」を削り、「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同項(4)中「第4条第3項」を「第4条第9項」に、「都道府県」を「都道府県等」に改め、「協議」の次に「及び農業委員会の意見の聴取」を加え、「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同項(8)中「徴取」を「要求」に改め、同表の3の項(4)中「徴取」を「要求」に改め、同表の4の項中「北斗市」の次に「、鹿部町」を加え、同表の5の項中「当別町」の次に「、鹿部町」を加え、同表の6の項中「せたな町」を「鹿部町、せたな町」に改め、同表の7の項(1)中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、「許可」の次に「及び機構の意見の聴取」を加え、同項(2)中「第15条の2第7項及び同条第8項」を「第15条の2第8項並びに同条第9項」に改め、「同条第6項」の次に「及び第7項」を、「協議」の次に「及び機構の意見の聴取」を加え、同表の8の項中「枝幸町」の次に「、利尻富士町」を加える。

別表第2中「室蘭市」を「室蘭市 帯広市」に、「北斗市」を「石狩市 北斗市 当別町」に、「共和町」を「共和町 岩内町」に、「栗山町」を「栗山町 月形町」に、「愛別町」を「愛別町 上川町」に改める。

別表第4中「釧路市」を「釧路市 帯広市」に、「伊達市」を「伊達市 石狩市」に改める。

別表第5中「遠軽町」を「遠軽町 滝上町 雄武町」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、4の項から8の項まで及び10の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例若しくは規則(以下「法律等」という。)

の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道地方競馬特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第68号

北海道地方競馬特別会計条例の一部を改正する条例

北海道地方競馬特別会計条例（昭和39年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条の2」を「第4条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第69号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「当別町」の次に「、鹿部町」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の項の左欄に掲げる事務に係る分取林特別措置

法（昭和33年法律第57号）の規定により知事がした勧告その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては鹿部町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、鹿部町長のした勧告その他の行為又は鹿部町長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第70号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の項中「奥尻町」の次に「、島牧村」を加え、同表の12の項中「市町」を「市町村」に改め、「せたな町」の次に「、島牧村」を加え、同表の17の項中「町」を「町村」に改める。

別表第5中「せたな町」を「せたな町 島牧村」に改める。

別表第6中「せたな町」を「せたな町 蘭越町 留寿都村」に、「岩内町」を「岩内町 神恵内村」に、「音更町」を「音更町 鹿追町」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の3の項、12の項及び17の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村

の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第71号**

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第29条第1項」を「第39条」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第72号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（北海道公安委員会手数料条例の一部改正）

**第1条** 北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第7条」を「第8条」に改め、同表の14の4の項の次に次のように加える。

14の5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条の22の規定に基づ	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合に	許可申請のとき
---	------------------	--	---------

く特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査

における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から8,000円を減じた金額）

ア 3月以内の期間を限って営む法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査14,000円（法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、20,800円）

イ その他の審査 24,000円（法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、30,800円）

14の6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付	許可証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
14の7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関	特定遊興飲食店営業相統承	8,600円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23に	承認申請のとき

する法律（以下この項において「法」という。） 第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	認申請手数料	において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,800円)		第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査			
14の8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。） 第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料	11,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円）	承認申請のとき	14の11 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え	許可証書換え手数料	1,400円	書換え申請のとき
14の9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。） 第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料	11,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円）	承認申請のとき	14の12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。） 第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査	特例特定遊興飲食店営業者認定手数料	13,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、10,000円）	認定申請のとき
14の10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第9条	構造又は設備の変更承認申請手数料	9,900円	変更承認申請のとき	14の13 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付	認定証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
				14の14 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第24条第6項の規定に基づく営業所の管理者に対する講	特定遊興飲食店営業管理者講習手数料	講習1時間につき650円	受講のとき

(北海道迷惑行為防止条例の一部改正)

**第2条** 北海道迷惑行為防止条例(昭和40年北海道条例第34号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第2条第1項第7号に規定する」を「第2条第1項第4号の」に改める。

第9条第3号中「若しくは第2号に掲げる営業」を「の営業」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

**第3条** 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和30年北海道条例第77号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び深夜」を「、特定遊興飲食店営業及び深夜」に改める。

第3条第2項中「臨時に、」を「3月以内の期間を限って営む営業」に改める。

第4条第2項中「第13条第1項の午前1時まで」を「第13条第1項第2号の午前0時以後において」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項第1号」に、「同項」を「同号」に、「北海道公安委員会が指定する地域に該当する地域とし、同条第1項の条例で定める時は午前1時」を「指定された地域」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。

第4条の2第1項中「第2条第1項第7号に規定する」を「第2条第1項第4号の」に、「日出時から午前9時まで」を「午前6時後午前9時前」に、「午前0時まで」を「午前0時前」に改め、同条第2項中「第2条第1項第8号に規定する」を「第2条第1項第5号の」に改める。

第6条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「限る」の次に「。第11条の6第1号において同じ」を加え、同号を同条第1号とし、同条第4号中「第8号」を「第5号及び第11条の6第4号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とする。

第8条第1項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改め、

「の各号」及び第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削り、第6号を第3号とし、同条第2項中「第3号及び第6号を除く」を「第1号に係る部分に限る」に改め、同条第3項中「第1号及び第3号を除く」を「第3号に係る部分に限る」に、「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に、「第1項第6号」を「第1項第3号」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第9条を次のように改める。

(ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立入りの制限)

**第9条** 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者が同伴する16歳未満の者については、この限りでない。

第11条中「日出時」を「午前6時」に改め、「次条」の次に「、第11条の4第3号」を加える。

第11条の3の次に次の3条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

**第11条の4** 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、第4条第3項の規定により指定された地域とする。ただし、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲100メートルの区域内を除く。

- (1) 医療法第1条の5第1項に規定する病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)
- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所(深夜において保育を実施するものに限る。)、幼保連携型認定こども園(深夜において保育を実施するものに限る。)、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制)

**第11条の5** 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音の数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる深夜に係る数値を超えない範囲内において北海道公安委員会規則で定めるものとする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

**第11条の6** 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業中において、営業所の出入口又は廊下に施錠をし、又はさせないこと。
- (2) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。
- (3) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- (4) 営業用家屋等において、法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。
- (5) 著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

第13条中「第2条第11項第3号」を「第2条第13項第4号」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条中「第4条第1項及び第2項」を「第4条第2項及び第3項」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(風俗環境保全協議会の設置地域)

**第14条** 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、第4条第3項の規定により指定された地域とする。

別表第1中「第5条」の次に「、第11条の5」を加え、同表備考1中「日出時から日没時まで」を「午前6時後午後6時前」に改め、同表備考2中「日没時」を「午後6時」に、「まで」を「前」に改め、同表備考3中「日出時」を「午前6時」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成28年6月22日までの間においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する

法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定により行われる同法第2条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査に係る手数料については、第1条の規定による改正後の北海道公安委員会手数料条例（別表第1の14の5の項に係る部分に限る。）の規定の例により徴収する。

3 この条例の施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。